

## 小千谷市空き家情報バンク制度に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小千谷市における空き家の有効活用を通して、定住促進による地域の活性化を図るため、小千谷市空き家情報バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住を目的とした家屋で、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）市内にある一戸建て住宅及び併用住宅で、良好な管理状態にあるものをいう。
- (2) 所有者等 当該空き家に係る所有権又は売却若しくは貸借を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家情報バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者からの申込みにより、当該空き家の情報を登録し、これを認める範囲内で公開する仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家情報バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家情報バンクへの登録申込み等)

第4条 空き家情報バンクへの空き家の登録を受けようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、小千谷市空き家情報バンク登録申込書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を精査し、必要に応じて行う現地調査等により、登録することが適当と認めた場合は、小千谷市空き家情報バンク登録台帳（以下「空き家台帳」という。）に登録するものとする。この場合において、空き家台帳への登録の有効期間（以下「物件登録期間」という。）は、登録の日から起算して2年とする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、小千谷市空き家情報バンク登録（変更）完了通知書（様式第2号）を申込者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家情報バンクによることが適当と認めるものは、所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた申込者（以下「情報登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、小千谷市空き家情報バンク登録変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(空き家データベースの登録の抹消)

第6条 情報登録者は、空き家台帳の登録を抹消しようとするときは、速やかに小千谷市空き家情報バンク登録抹消届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、空き家台帳の登録を抹消し、小千谷市空き家情報バンク抹消通知書（様式第5号。以下、「登録抹消通知書」という。）により当該情報登録者に通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消し、登録抹消通知書により当該情報登録者に通知するものとする。

(1) 当該空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったと判明したとき。

(2) 空き家台帳に登録した内容に虚偽があったとき。

(3) 空き家台帳に登録（前条第1項の規定による変更があったときは、当該変更）後、2年を経過したとき。ただし、情報登録者から、小千谷市空き家情報バンク登録更新届（様式第6号）の提出があった場合は、物件登録期間を2年更新し、更新の回数は制限しないものとする。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録を抹消すべきと認めたとき。

（情報提供等）

第7条 市長は、適切な範囲内で、空き家台帳に登録された情報を市のホームページへの掲載、閲覧その他の方法により空き家に関する情報を一般に公開するものとする。

2 市長は情報登録者及び空き家利用希望者（以下「情報利用者」という。）に対し、空き家に関する交渉ならびに賃貸借契約及び売買契約について、直接これに関与しない。

3 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

（個人情報の取扱い）

第8条 情報登録者及び情報利用者は、空き家情報バンクにおける個人情報の取扱いについて、次の各号に定める事項に留意のうえ適正に取り扱うものとし、この登録が解除された後においても、同様とする。

(1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。

(2) 個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること。

(3) 空き家台帳から取得した個人情報にあつては、当該個人情報を市長の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。

(4) 個人情報は、業務終了後速やかに廃棄（消去）その他適正な措置を講じなければならない。

(5) 個人情報について漏えい、き損又は滅失等の事案が発生した場合は、市長に速やかに報告し、その指示に従うこと。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、これを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。